

# 社会福祉法人 もみの木会

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 もみの木会の役員に関する事項を定めたものである。

### (役員の種類)

第2条 役員とは、理事・監事及び評議員をいう。

### (報酬の決定)

第3条 社会福祉法人もみの木会 給与規程第38条により、評議員会において決定する。

ただし、役員報酬の上限月額は、1人1,000,000円とし、別表1の基準に基づき決定する。

また、役員報酬に変更がない場合は、評議員会の承認を必要としないものとする。

2 職員兼務の理事については、役員としての報酬として別表2に基づき役員手当を支給し、主任手当等の役職手当は支給しない。

ただし、役員手当は評議員会において決定し、変更なき場合は評議員会の承認を必要としないものとする。

3 理事会・評議員会へ出席する場合の報酬は、別表3のとおりとし、変更する場合は評議員会において定めるものとする。

ただし、毎月役員報酬又は役員手当を受給しているものには、上記を支給しない。

### (支給日、計算期間)

第4条 毎月支給される報酬の支給日は毎月10日とする。

ただし、支給日当日が銀行休業日の場合は前日に繰り上げ支給する。

また、報酬は原則として本人の銀行口座振込とし、理事長に届け出るものとする。

2 報酬の計算期間は毎月1日より末日までとする。

3 月の途中で退任する場合には日割り計算せず、1ヶ月分を支給する。

4 毎月役員報酬又は役員手当を受給していない役員については、理事会・評議員会に出席した当日に支給する。

### (通勤費の取扱い)

第5条 役員報酬に含まれるものとする。

### (長期欠勤役員の報酬)

第6条 役員が、疾病その他やむを得ない事由によって、長期にわたりその職務を全うできない場合の報酬は、事実が発生した翌月より復帰できる前月までの報酬を支給しない。

(控除金)

第7条 役員に支給する報酬から法人は、源泉所得税、住民税、社会保険料並びに法人の立替金等を控除する。

(旅費等)

第8条 法人業務における出張のための旅費規程については、社会福祉法人 もみの木会旅費規程を準用する。

(退職慰労金)

第9条 退職慰労金の額については、報酬月額に100分の20以内を乗じた金額に、その役員の在任期間の月数を乗じて得た額をもって、評議員会で決定するものとする。

(臨時緊急措置)

第10条 法人業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、評議員会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項で規定のない部分については、評議員会で定める。

付 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月21日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月20日から施行する。

## 役員報酬に関する別表

(別表 1)

月額上限 1,000,000円を20で除した数以下に最低出勤日数を乗じたものを基準とし、下記の計算方法により決定することが出来る。

$(30,000円 \sim 50,000円) \times 月の最低出勤日数 = 支給額$

(別表 2)

理事と職員の兼務における役員手当月額 30,000円以内

(別表 3)

理事会・評議員会及びその他の会議等への出席1回につき20,000円以内  
※役員報酬には通勤等の交通費を含むものとする。